滋賀県国民保護計画の変更の概要について

1. 変更理由

国民保護法第 32 条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針（以下「国の基本指針」という。）の変更（R8.3.31）に伴い、滋賀県国民保護計画について所要の変更を行う。

2. 主な変更内容

（1）国の基本指針の変更に伴うもの

○救援の充実

・国民保護法施行令の改正に伴い、救援に「福祉サービスの提供」を追記

・保健医療福祉活動の調整を遅延なく行うための体制整備を追記

○シェルター確保のさらなる推進

・国が、避難施設の確保にかかる基本的な方針を定める旨を追記

○国民保護訓練等の成果反映

・災害時応援協定等を参考に事業者との連携を図る旨を追記

・指定公共機関等向けの研修会を充実する旨を追記

（2）その他

・語句の見直し、組織改編に伴う修正

【これまでの経過】

平成 16 年9月 17 日　国民保護法　施行
平成 17 年3月 25 日　国の基本指針　決定
平成 18 年1月 20 日　滋賀県国民保護計画　策定
平成 22 年3月 19 日　滋賀県国民保護計画　変更
平成 26 年 11 月 27 日　滋賀県国民保護計画　変更
平成 30 年 8 月 24 日　滋賀県国民保護計画　変更
令 和 8年 3月　31 日　国の基本指針　一部変更